

松市会会則

制定 平成 2 年 7 月 30 日 改定 平成 16 年 8 月 23 日
改定 平成 20 年 10 月 27 日 改定 平成 22 年 10 月 1 日
改定 平成 26 年 2 月 24 日 改定 平成 26 年 9 月 22 日
改定 平成 29 年 2 月 27 日 改定 平成 29 年 9 月 25 日
改定 平成 30 年 12 月 25 日

第1条 会の目的・構成

- 1) 会員相互の親睦と健康増進並びに、技能の向上を図る事を目的とし、前記趣旨に賛同する
松下グループOBとその夫人会員で構成する。
- 2) 当会員2名以上の推薦により、世話人会の承認を経て、会員の賛同を得た者は、当会に加入できる。新入会員は、入会金、年会費を支払うことを要す。
なお、入会希望者は「入会申込書」を推薦者を經由して提出しなければならない。
- 3) 会員は傷病等の場合、申し出て休会することができる。但し休会期間は2年以内とし、2年を経過した場合は退会するものとする。退会した会員は旧会員として取り扱う。
- 4) 会の活動年度は、毎年10月初めから翌年9月末までとする。

第2条 競技会

- 1) 原則として毎月1回第4月曜日に、きさいちCCを主会場として開催する。
- 2) 月次会費支払い者をもって、競技会参加資格者とする。
- 3) 競技会は、参加人員12名をもって成立する。
- 4) 悪天候等によるスタート前の決定および全員が9ホールのプレーを終了し得ない事情が競技途中に発生した場合は、競技会を中止する。
但し、全員が9ホールのプレーを終了した場合は、競技会としては成立するものとする。
- 5) 競技要領
 - (1) 18ホールストロークプレーを原則とし、JGA及びきさいちCCのローカルルールに準拠し、別途定める得点方式により競技を行う。
 - (2) 全ホール、カップインをもってホールアウトとする。
 - (3) 満75歳以上の会員は、ゴールドティの使用を可とする。
但しホールによって使い分けすることは不可。
- 4) 同ネットの場合の順位は年齢上位者を上位とする。

第3条 表彰・得点

1) 表彰は月次表彰と年間表彰とする。

2) 月次表彰

(1) 月次競技優勝者には、持ち回りの優勝カップ・トロフィーを授与し、栄誉を称える。

(2) 参加者並びに入賞者等には次の得点を与える。

「入賞」 優勝 70点

2位 40点

3位 30点

4、5位 20点

「順位賞」 7位 10点

「BB賞」 20点

「技能賞」 ニアピン 10点 イーグル 50点 ホールインワン 150点

ベスグロ賞(1名) 0点

「飛賞」 10・15・20・25・30・35位 5点

「参加賞」 参加者(9ホール終了で競技会成立の場合も含む)には参加点10点を与える。

参加点は、競技開始後棄権した者にも与える。

注(1) イーグル、ホールインワンは得点に代えて5千円、1万5千円を祝金として贈与する

(2) 順位賞、飛賞は、参加人員により次のとおり変動するものとする。

<参加人員> <順位賞> <飛賞>

14名以下 7位 なし

15～19名 " 10位

20～24名 " 10、15位

25～29名 " 10、15、20位

30～34名 " 10、15、20、25位

35～39名 " 10、15、20、25、30位

40名以上 " 10、15、20、25、30、35位

(3) 9ホール終了で競技会成立の場合(は、入賞、順位賞の得点は上記の1/2とする。

(4) 初参加者は、1～5位までの入賞資格はない。

(5) 入賞者のネットスコアがアンダーとなり、改訂HDCCPがアンダー分を引いて計算されることになる場合は、1アンダーにつき5点付与するものとする。

3) 年間表彰

- (1) 会員各人の月次得点の合計点で、年間賞金を算出、授与する。
- (2) 1点当たりの賞金額は、「(積立金—繰越金)÷会員の総得点」とし、各人の賞金額は「年間合計点×1点当たりの賞金額」として算出する。
- (3) 10月に前年度各月優勝者により、優勝カップ・トロフィー等の取り切り戦を行う(前年度最終HDCP適用)。
- (4) 100回、200回、250回、300回出場者に対し、記念品を贈呈し、競技会参加への努力と健康増進への精進を称えるものとする。
なお、競技途中で棄権した場合も、出場回数記録に算入する。

第4条 HDCP

- 1) 年度毎に、全員のHDCPの改訂を行う。

<年度毎HDCPの算出方法>

[例会の上位回(参加回数の1/2・・・参加回数が奇数の場合は端数は切り捨て)のグロス平均—72] ×0.9

但し、3回以下の場合は改訂しない。

9ホール終了で競技会成立の場合は、上位回数に算入しない。なお、上限は36とする。

- 2) 新入会員で初参加者は、オフィシャルHDCP(他クラブHDCPも含む)×0.7とする。

新入会員で初参加者で、オフィシャルHDCPを保持しない者のHDCPは(直近の3ラウンドのスコア平均—72)×0.9×0.7とする。

- 3) 月次表彰入賞者の1~3位に対して、HDCPを夫々30、20、10%、

4位、5位に対しては5%切り下げる。

ネットスコアがアンダーの場合はアンダー分を引いたのち、切り下げる。

但し、9ホールで競技成立の場合は上記のそれぞれの1/2とする。

- 4) 月次競技会でネット92以上の場合は、HDCP1を付加する。

(注) HDCPの算出は全て、計算結果の小数点以下を四捨五入して行う。

但し、月次表彰入賞者のHDCPは計算結果の小数点以下を切り下げる。

第5条 会費

- 1) 年会費は8千円（支払い者を会員とする）とする。
但し、休会者は、年会費を免除する。
- 2) 月次会費は2千円（競技参加資格者）とする。
競技開始後の棄権、懇親会（表彰式）不参加の場合も返却しない。
9ホール終了で競技会成立の場合も同様である。
- 3) 技能向上をはかるため、ネット83から1打につき100円の研修費を支払わなければならない。但し、上限を10打千円とする。
- 4) 入会金1万円とする。
但し、旧会員が再入会する場合は、免除する。

第6条 運営と役員

- 1) 会の円滑な運営を図るため、会員相互の推薦により選出された若干名の世話人による世話人を設け、必要な協議を行う。
- 2) 世話人の互選により次の役員をおく。
代表幹事、常任幹事、会計幹事
任期は2年とし、再任は妨げない。
代表幹事は対外的には会を代表し、内部的には運営全般にわたり総括する。
常任幹事は代表幹事を補佐し、運営全般にわたる事務を担当する。
会計幹事は会計に関する事務を担当し、年1回、会計報告を行う。
- 3) 競技会当日の運営は、前回優勝者・準優勝者・3位・BB者が当日幹事となり、受付から終了後の懇親会（表彰式）までの一切を取り行う。

第7条 その他

- 1) キャンセルの場合は、きさいちCCのフロントへ連絡し、その旨速やかに常任幹事まで連絡すること。
- 2) 本会則の改定は、必要の都度例会参加者の60%以上の賛同を得て行うものとする。

以上